

出入国在留管理庁 関係者ヒアリング

日 時：7月4日（金） 16時～

場 所：法務省合同庁舎6号館A棟9階入管庁応接室

呉 学殊（オウ ハクスウ）

（労働政策研究・研修機構特任研究員）

目次

- 1 呉のこれまでの活動について
- 2 韓国の外国人との共生施策について
 - ・ 韓国の外国人との共生施策の沿革、概要、成功している部分、課題となっている部分、国民の反応、在韓外国人の反応について
- 3 韓国の社会統合政策について
 - ・ 社会統合プログラムの概要（予算含む）
 - ・ 社会統合プログラムの効果と課題、国民の反応、参加した外国人の反応
 - ・ 日本での実現可能性について
- 4 「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」及び「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」について
 - ・ ロードマップ等の施策についての評価、御意見等
 - ・ 次期ロードマップ等に追加が必要であると考えられる施策
- 5 孤独・孤立について
 - ・ 外国人が孤独になっているというような話、相談は聞くか。
 - ・ （そのような話があるのであれば）どのような取組が必要か。
 - ・ 外国人の孤独について、韓国での状況。
- 6 国（法務省に限らず、他省庁も含む）への意見・要望、等

1 呉のこれまでの活動について

- ・ 1991年韓国から留学、6年間大学院での勉学
- ・ 1997年現在の勤め先に入職、2022年3月定年退職、その直後から現在に至る

(1) 研究者としての活動（研究分野）

- ・ 博士論文：2001『雇用慣行と労使関係の日韓比較―鉄鋼産業を中心とした社会学的研究』
- ・ パートタイム労働者などの非正規労働者、フリーランス
- ・ 若者・高齢者雇用
- ・ 個別労働紛争の解決・コミュニティ・ユニオン
- ・ 中小企業の労使コミュニケーション
- ・ 企業組織再編と労使関係
- ・ 労使関係と賃上げなど

(1) 研究者としての活動（外国人労働者研究、*韓国語）

2003「韓国の外国人労働者受け入れ制度」三井情報開発(株)総合研究所『諸外国の外国人労働者受入れ制度調査』に所収、また、厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課編『改訂諸外国における外国人労働者の現状と施策』日刊労働通信社に所収。

*2003「日本の外国人研修生の政策と実態に関する研究」韓国中小企業研究院

*2003「日本における外国人労働者家族の現況と政策」、韓国女性開発院『外国人労働者家族関連政策比較研究』

*2004「日本の外国人労働者政策と現況」、韓国労働研究院『韓・中・日 F T A 人力移動自由化研究』

2007「韓国の外国人労働者政策の現状と課題」、日本 I L O 協会『世界の労働』第57巻第10号。P.8-12 担当。

2013「韓国における外国人労働者政策」『労働法律旬報』
No.1806

2018「韓国の移民労働政策・運動」日本労働弁護団『季刊・労働者の権利』Vol.324。pp.60-65。

2018「韓国における外国人労働者政策の変遷—その日本への示唆」後藤・安田記念東京都市研究所『都市問題』9月号.vol.109。

＊2019ソルドンフン・呉学殊・コゼフン『日本の特定技能在留資格の道入がもつ外国人力政策の示唆点と課題』韓国雇用労働部 pp.1-47。

(2) 教育者としての活動 (1999年より法政大学、東京経済大学、立教大学、埼玉大学、早稲田大学、名古屋大学、横浜国立大学などで非常勤講師。主に産業社会学・労使関係論を担当し現在に至る)

(3) クリスチャンとしての活動 (来日以来現在まで御茶ノ水キリストの教会)

(4) 日韓交流者としての活動 (労使団体など)

(5) 日本以外、外国人としての活動

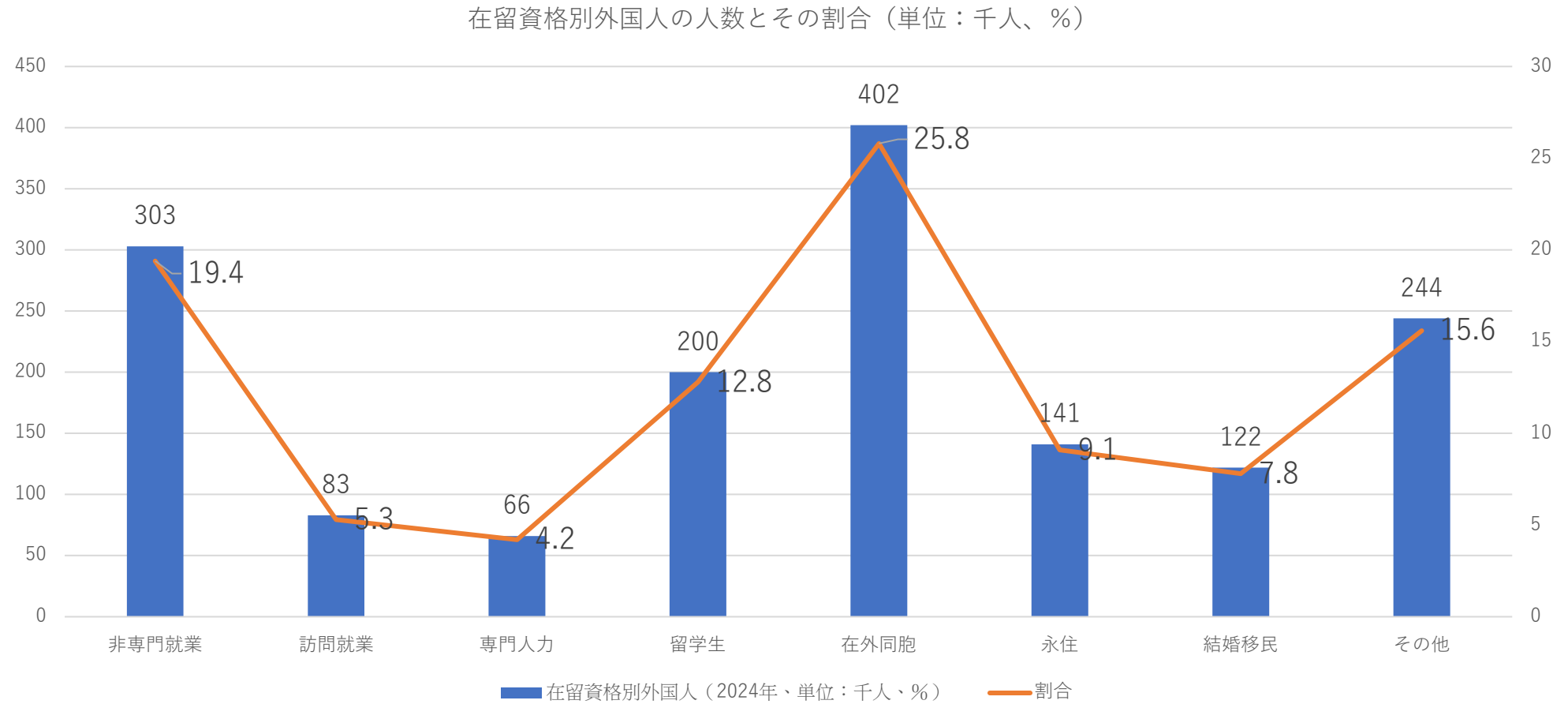
- 2001.7-2001-9 ドイツ連邦雇用庁研究所 (I A B) visiting researcher.
- 2004.8-2005.7 アメリカカリフォルニア州 U C L A のvisiting scholar.

2 韓国の外国人との共生施策について

- ・ 韓国の外国人との共生施策の沿革、概要、成功している部分、課題となっている部分、国民の反応、在韓外国人の反応について
- 出所：法務部『出入国統計年報』



出所：法務部（2025）『2024年移民者滞留実態及び雇用調査の結果－滞留資格別外国人の韓国生活』



「在韓外国人処遇基本法」：2007年制定、その後、6回の改正を経て現在に至る。（法務部管掌、外国人政策委員会）

- 第1条（**目的**）この法律は、在韓外国人に対する処遇等に関する基本的な事項を定めることにより、在韓外国人が大韓民国社会に適応して**個人の能力を十分に発揮**できるようにし、**大韓民国国民と在韓外国人が互いに理解し、尊重する社会環境を作り、大韓民国の発展と社会統合に資すること**を目的。
- 第5条（外国人政策の基本計画）①法務部長官は、関係中央行政機関の長と協議し、**5年ごとに外国人政策に関する基本計画**（以下「基本計画」という。）を樹立しなければならない。
- ②基本計画には、次の各号の事項が含まなければならない。
 - 1. 外国人政策の基本目標と推進方向
 - 2. 外国人政策の推進課題、その推進方法及び推進時期
 - 3. 必要な財源の規模と調達案
 - 4. その他に外国人政策樹立等のために必要と認められる事項

- ③法務部長官は、第1項により樹立された基本計画を第8条による外国人政策委員会の審議を経て確定しなければならない。
- ④基本計画の樹立手続等に関して必要な事項は、大統領令で定める。
- ⑤法務部長官は、基本計画を樹立する上で相互主義の原則を考慮する。
- 第6条（年度別施行計画）①関係中央行政機関の長は、基本計画により所管別に年度別施行計画を樹立・施行しなければならない。
- ②地方自治団体の長は、中央行政機関の長が法令により委任した事務に関して当該中央行政機関の長が樹立した施行計画により当該地方自治団体の年度別施行計画を樹立・施行しなければならない。
- ③関係中央行政機関の長は、第2項により樹立された地方自治団体の施行計画が基本計画及び当該中央行政機関の施行計画に適合しない場合には、当該地方自治団体の長にその変更を要請することができ、当該地方自治団体が樹立した施行計画の施行事項に基づき、点検することが出来る。
- ④関係中央行政機関の長は、所管別に翌年施行計画と昨年推進実績及び評価結果を法務部長官に提出しなければならない、法務部長官はこれを総合して第8条による外国人政策委員会に上程しなければならない。
- ⑤その他施行計画の樹立・施行及び評価等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

- 第8条（外国人政策委員会）：外国人政策に関する主要事項を審議・調整するために、国務総理の所属として外国人政策委員会をおく。委員長は国務総理である。
- 第10条（在韓外国人等の人権擁護）：国家及び地方自治団体は、在韓外国人又はその子供に対する不合理な差別防止及び人権擁護のための教育・広報、その他必要な措置をするために努力しなければならない。
- 第11条（在韓外国人の社会適応支援）国家及び地方自治体は、在韓外国人が大韓民国で生活するのに必要な基本的素養と知識に関する教育・情報提供及び相談などの支援ができる。
- 第12条（結婚移民者及びその子供の処遇）①国家及び地方自治団体は、結婚移民者に対する国語教育、大韓民国の制度・文化に対する教育、結婚移民者の子供に対する保育及び教育支援、医療支援などを結婚移民者とその子供たちが大韓民国社会に迅速に適応するように支援することができる。
- 第18条（多文化に対する理解増進）国及び地方自治団体は、国民と在韓外国人がお互いの歴史・文化及び制度を理解し尊重できるよう教育、広報、不合理な制度の是正やその他必要な措置をするために努力しなければならない。

「外国人政策基本計画」:法務部長官が基本計画を樹立し、外国人政策委員会（委員長：国務総理）の審議を経て確定へ。

第1次（2008～2012年）

第2次（2013～2017年）

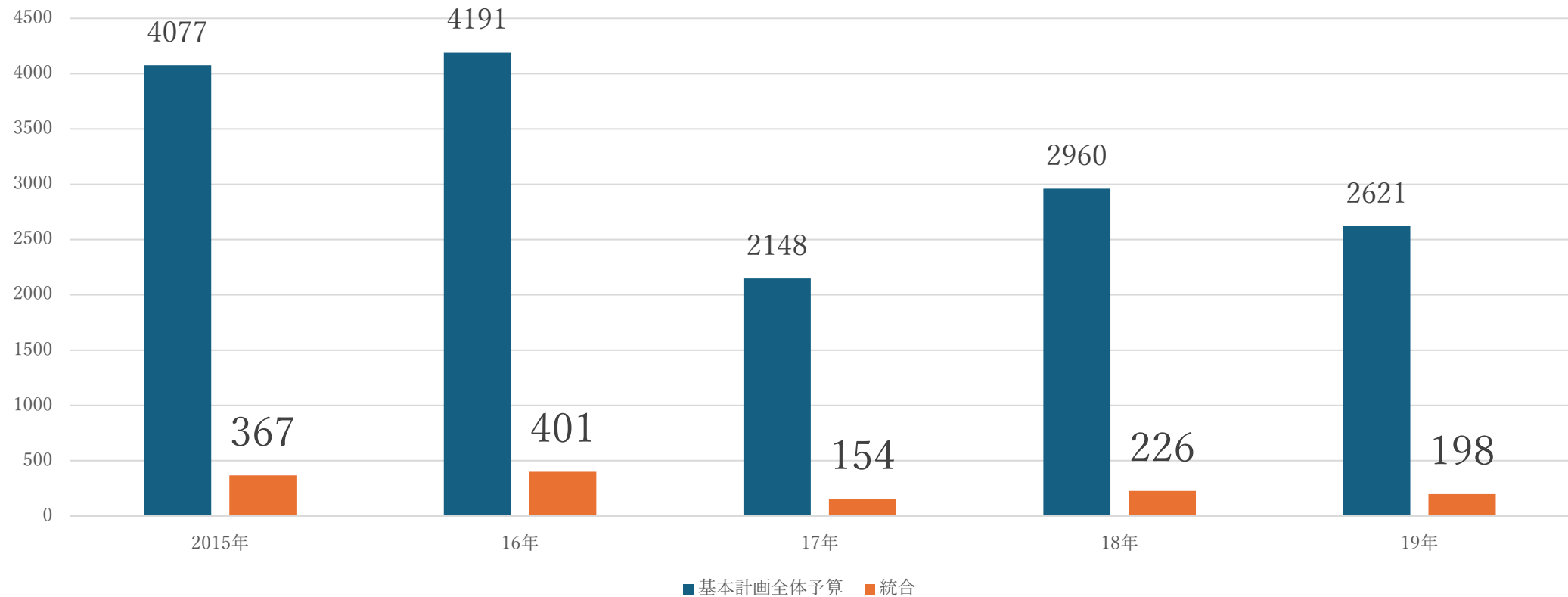
第3次（2018～2022年）

第4次（2023～2027年） The 4th Master Plan for Immigration Policy

	政策目標別年度別施行計画の課題数及び予算の比率（単位：％）				
第1次～第3次平均	開放	統合	安全	人権	協力
課題数	13.8	60.5	4	18.5	3.2
予算	44.8	32.7	3	7	12.5
課題達成率	75.7	75.6	83.2	76.9	81.3

出所：移民政策研究院（2020）『移民政策財政支出構造分析：中央政府細部事業予算を中心に』

基本計画全体予算と「統合」予算の推移（単位：億ウォン）



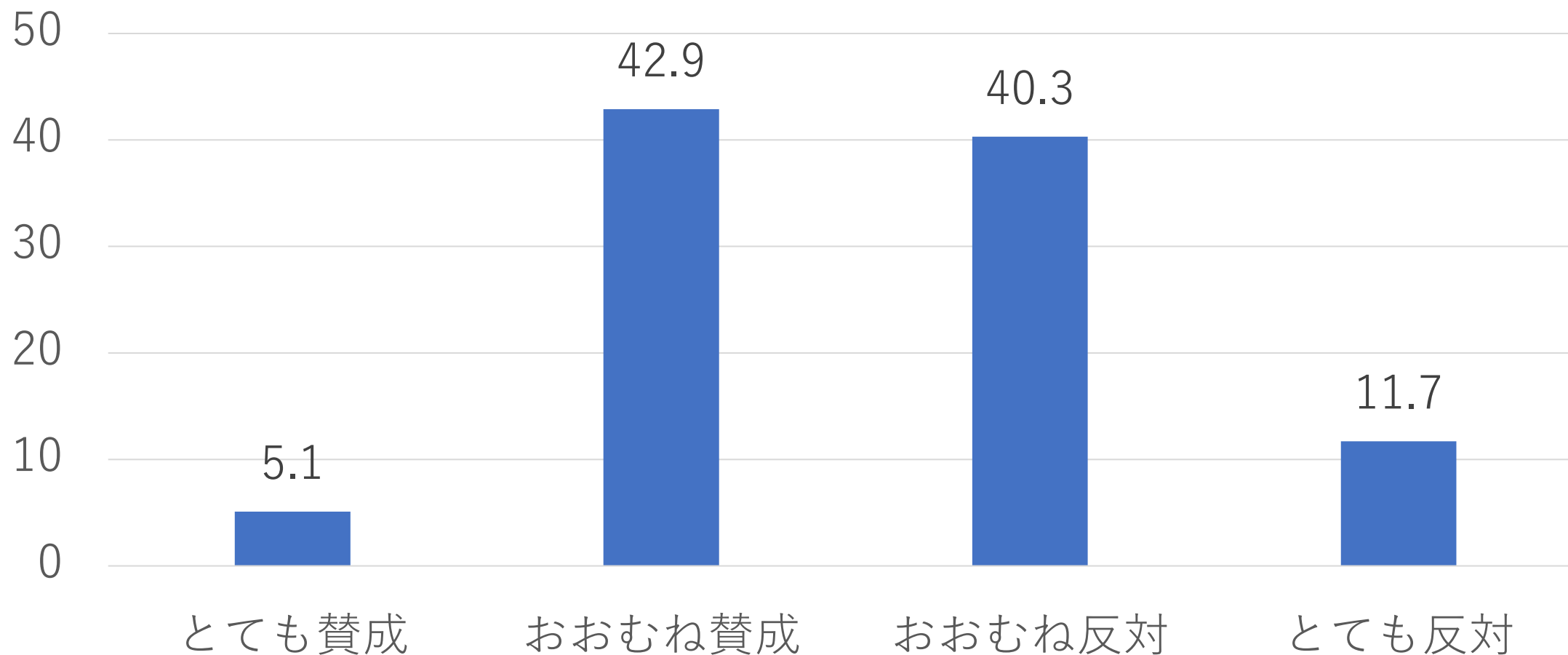
「難民法」 2013年制定：

第1条（目的）この法律は、「難民の地位に関する1951年条約」（以下「難民協約」という。）及び「難民の地位に関する1967年議定書」（以下「難民議定書」という。）等により、難民の地位と処遇等に関する事項を定める。

出所：法務部出入国外国人政策本部
『2023 出入国・外国人統計年報』

	難民認定者
1994年～2005年	41
06年	11
07年	13
08年	36
09年	70
10年	47
11年	42
12年	60
13年	57
14年	94
15年	105
16年	98
17年	121
18年	144
19年	79
20年	69
21年	72
22年	175
23年	101

外国人拡大に対する認識（単位：％）



拡大賛成理由				
少子高齢化による労働力不足問題を解決できる				74.7
外国の核心人材を確保する機会				62.8
韓国の文化的多様性を高める				62
税収が増加し財政に役立つ				51.2

拡大反対理由				
公共サービス・福祉などで社会的費用が増加				76.3
韓国人との文化的衝突がもたらされる				75.3
社会的統合が難しく葛藤が深化				70.2
仕事をめぐる外国人との競争が深化				64.3

外国人受け入れ程度		
職場同僚として		76.3
隣人として		69.4
親友として		64.5
配偶者や家族として		48.9

外国人は出身国の文化や慣習よりは韓国の文化や慣習を受け入れるべきだ							49.8
韓国人は外国人の文化や習慣を尊重し維持できるようにすべきだ							38
よくわからない							12.3

外国人に対するイメージに同意する割合	
政府は外国人の適正な規模を管理すべきだ	87.6
外国人に対する差別がある	80.8
外国人の社会的適応を支援する必要がある	72.8
外国人に対する政策的支援をもっと増やすべきだ	49.5
外国人の在留及び居住要件を緩和すべきだ	47.3
外国人に対する人権が尊重されている	46.8
国民の多文化社会に対する理解が高いほうだ	31.8

外国人に対する各項目の内容に肯定的な人の割合	
国に役立つ	51.9
経済成長に役立つ	67.8
人口減少問題の解決に役立つ	57.2
税収増加など財政に役立つ	42.9
教育に役立つ	43.3
地域消滅問題の解決に役立つ	53.7
軍の兵隊不足の解決に役立つ	32.9

次の外国人政策について至急に行うべきだと考える人の割合			
安全、社会問題などの解決			68.3
社会統合の増大			56.7
国益になる高学歴、熟練労働者の受け入れ			54.1
人権保護のための社会的土台形成			52.3
外国人の多様性が尊重されるための社会的土台形成			51.8
外国人の子弟のための教育及び適応支援			51.3
韓国社会への適応・自立支援			46.4
低熟練労働者の受け入れ			42.7

「外国人労働者の雇用等に関する法律」（「雇用許可制」） 2003年制定翌年施行（雇用労働部管掌、外国人力政策委員会）

第1条（目的）この法律は、外国人労働者を体系的に導入管理することにより、円滑な人材需給及び国民経済のバランスのとれた発展を図ることを目的とする。

「多文化家族支援法」 2008年制定（女性家族部管掌、多文化家族政策委員会）、

- 第1条（目的）この法律は、多文化家族のメンバーが安定した家族生活を営み、社会構成員としての役割と責任を果たすことを可能にすることによって、彼らの生活の質の向上と社会統合に貢献することを目的とする。

3 韓国社会統合政策について

- ・ 社会統合プログラムの概要（予算含む）
 - ・ 社会統合プログラムの効果と課題、国民の反応、参加した外国人の反応
 - ・ 日本での実現可能性について
-
- 2009年より外国人が韓国社会の構成員として適応・自立していくのに必須的な韓国語と韓国文化、韓国社会の理解及び憲法的価値などの基本素養を涵養することができるように、「社会統合プログラム」を運営。在韓外国人処遇基本法の第11条（社会適応支援）、出入国管理法第39条（社会統合プログラム）及び第40条（社会統合プログラムの履修者優遇）
 - 同プログラムの履修者の場合、査証発給、一般在留資格変更、永住資格への変更、帰化審査などにおいて優遇することによって、同プログラムへの参加を促す。

社会統合プログラムの内容（単位：時間）

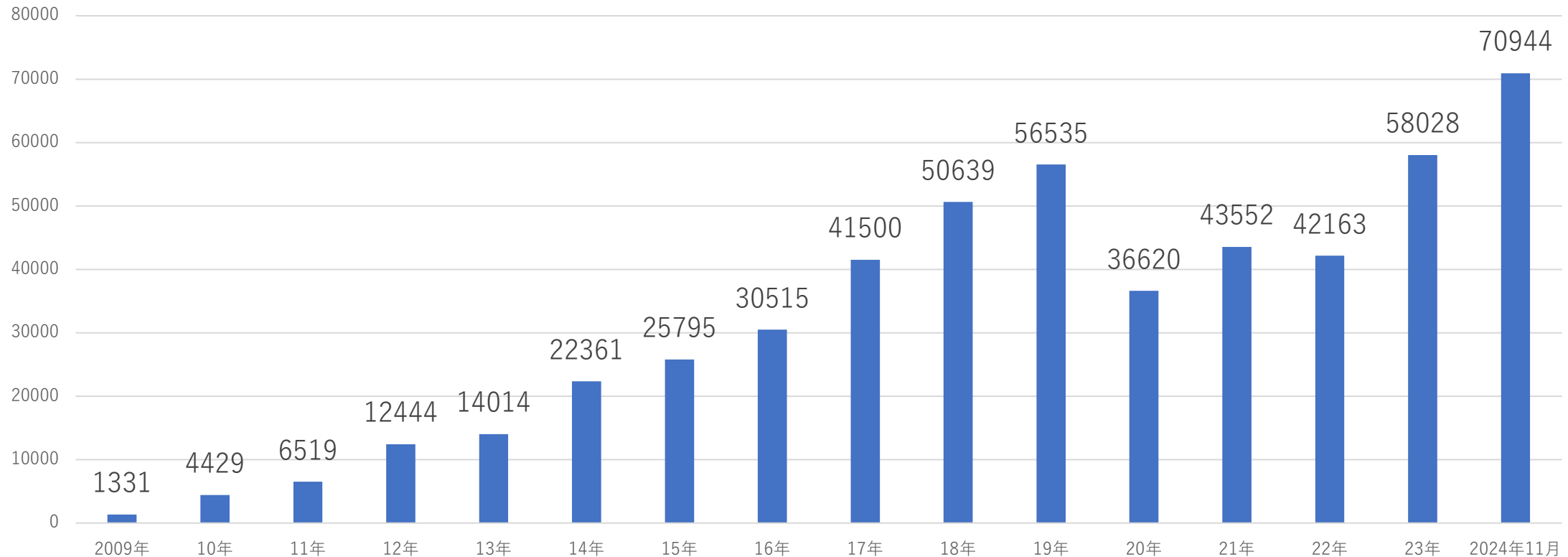
	韓国語と韓国文化					韓国社会の理解	
段階	0段階	1段階	2段階	3段階	4段階	5段階	
課程	基礎	初級1	初級2	中級1	中級2	基本	深化
総教育時間	15	100	100	100	100	70	30

- 2025年より社会統合プログラムの有料化：各段階に10万ウォン、0段階は無料。100%出席率の者や誠実参加者は50%割引
- 同プログラムの履修・総合評価合格者には次の優遇策がある。
- 帰化：帰化用総合評価合格認定、面接審査免除、審査待機期間短縮
- 永住：韓国語能力立証免除、実態調査免除
- その他在留資格の申請：加点などの点数付与、韓国語能力立証免除
- 査証（Visa）申請：韓国語能力立証免除
- 社会統合プログラムの運営は2024年11月基準、全国に335か所。法務部長官が指定する大学、自治体及び公共機関、家族センター、民間団体など。
- プログラムの参加者の段階配分評価（事前評価）や総合評価を行うために、全国に3つのセンターが開設（2022年3月クァンミョンセンター、23年11月大田センター、24年12月ソウルセンター）

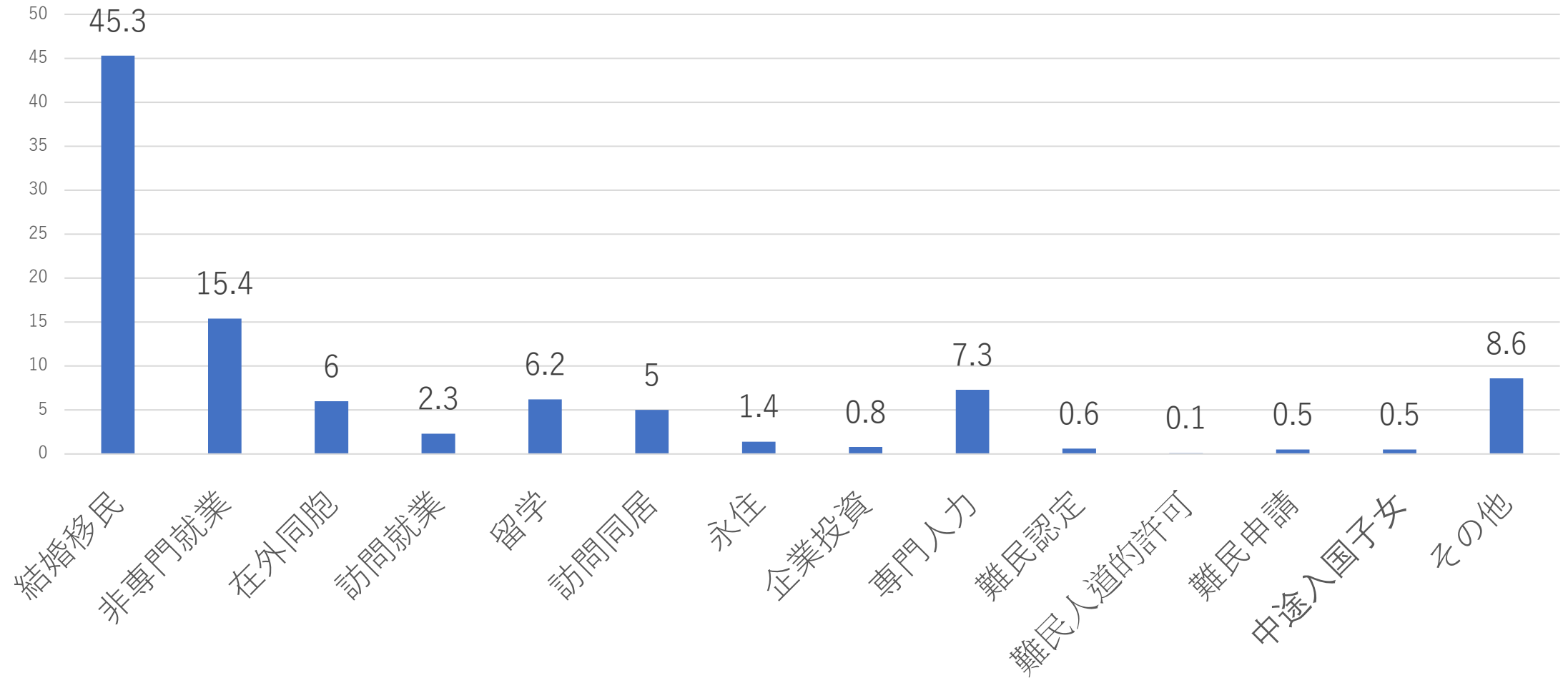
社会統合プログラム

同プログラムの参加者数は、制度創設から2024年11月まで、517,389に上る

社会統合プログラムの参加者数の推移（単位：人）

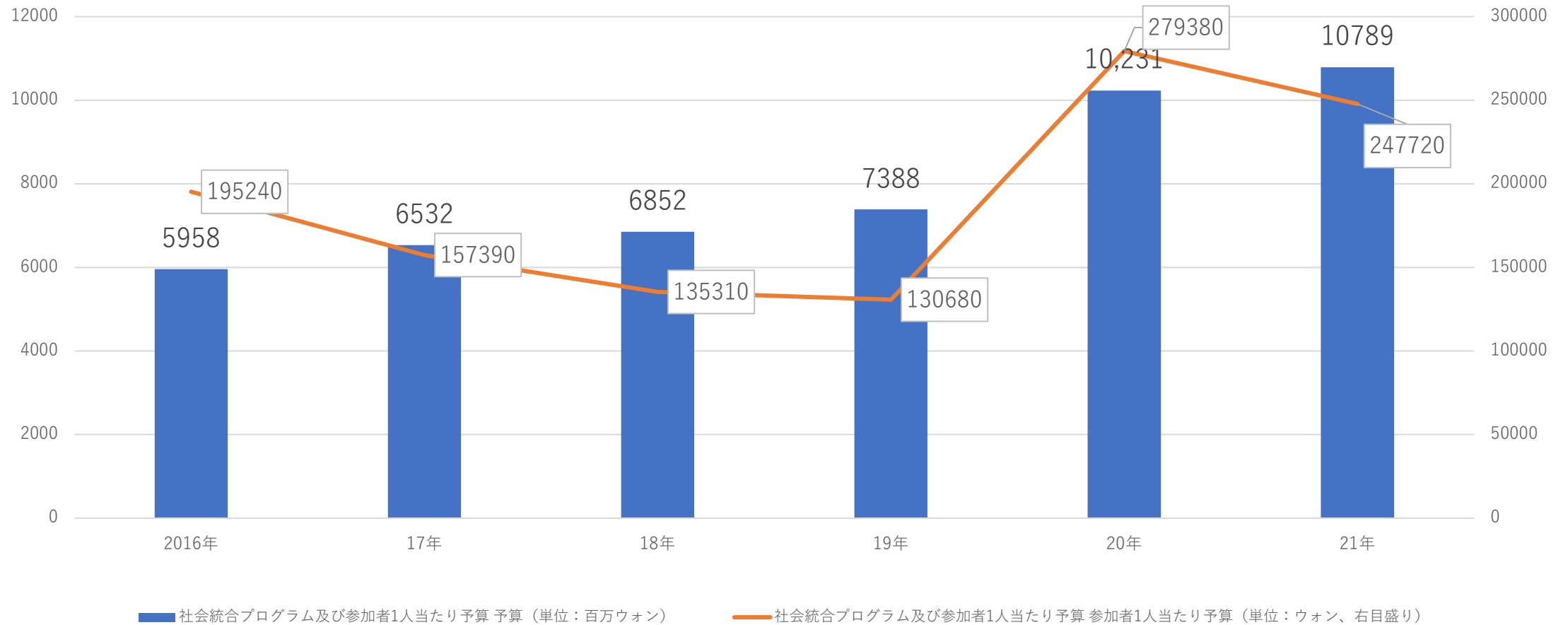


社会統合プログラム在留資格別参加割合（2009年から21年までの計）



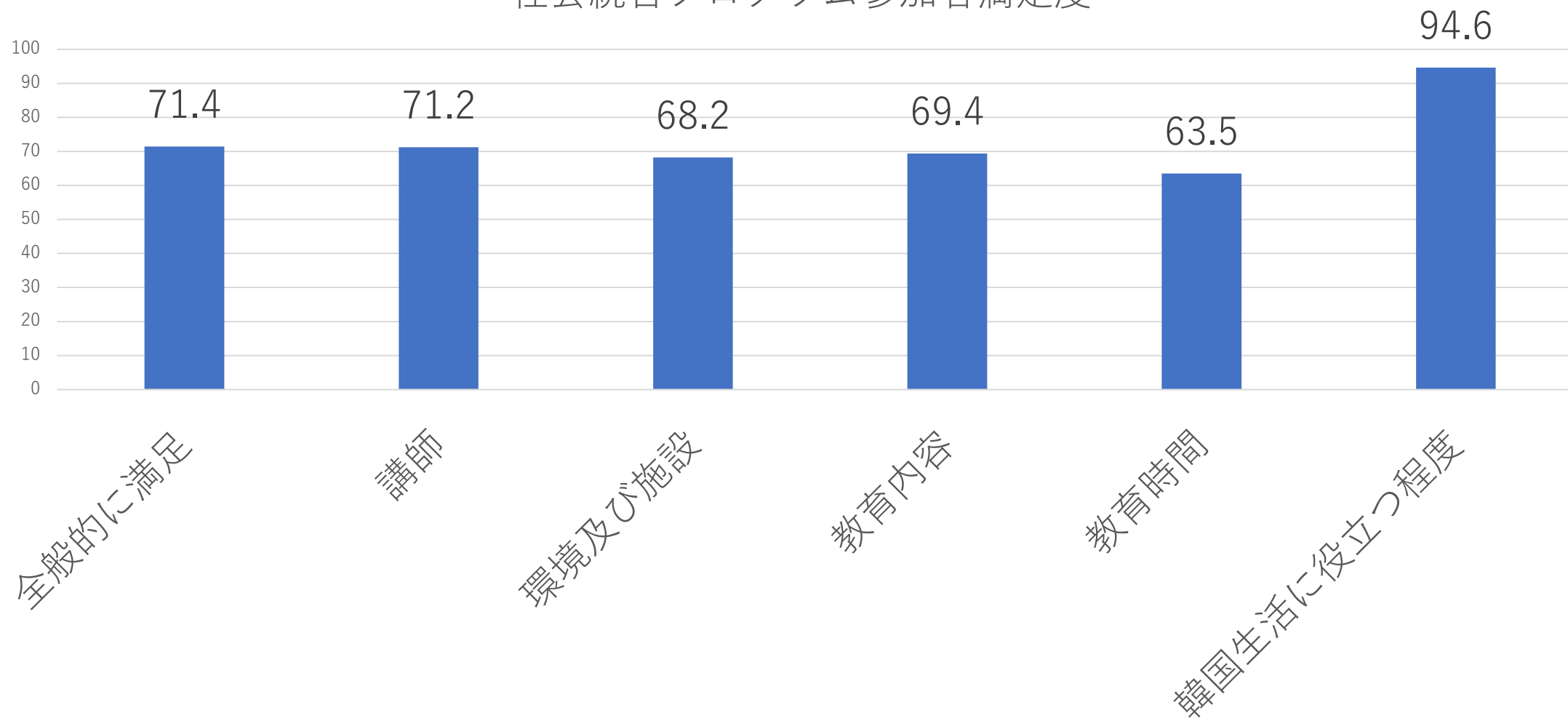
出所：韓国行政研究院（2022）『社会統合プログラム財源及び費用負担体系』

社会統合プログラム及び参加者1人当たり予算（単位：百万ウォン、ウォン）



出所：韓国行政研究院（2022）『社会統合プログラム財源及び費用負担体系』

社会統合プログラム参加者満足度

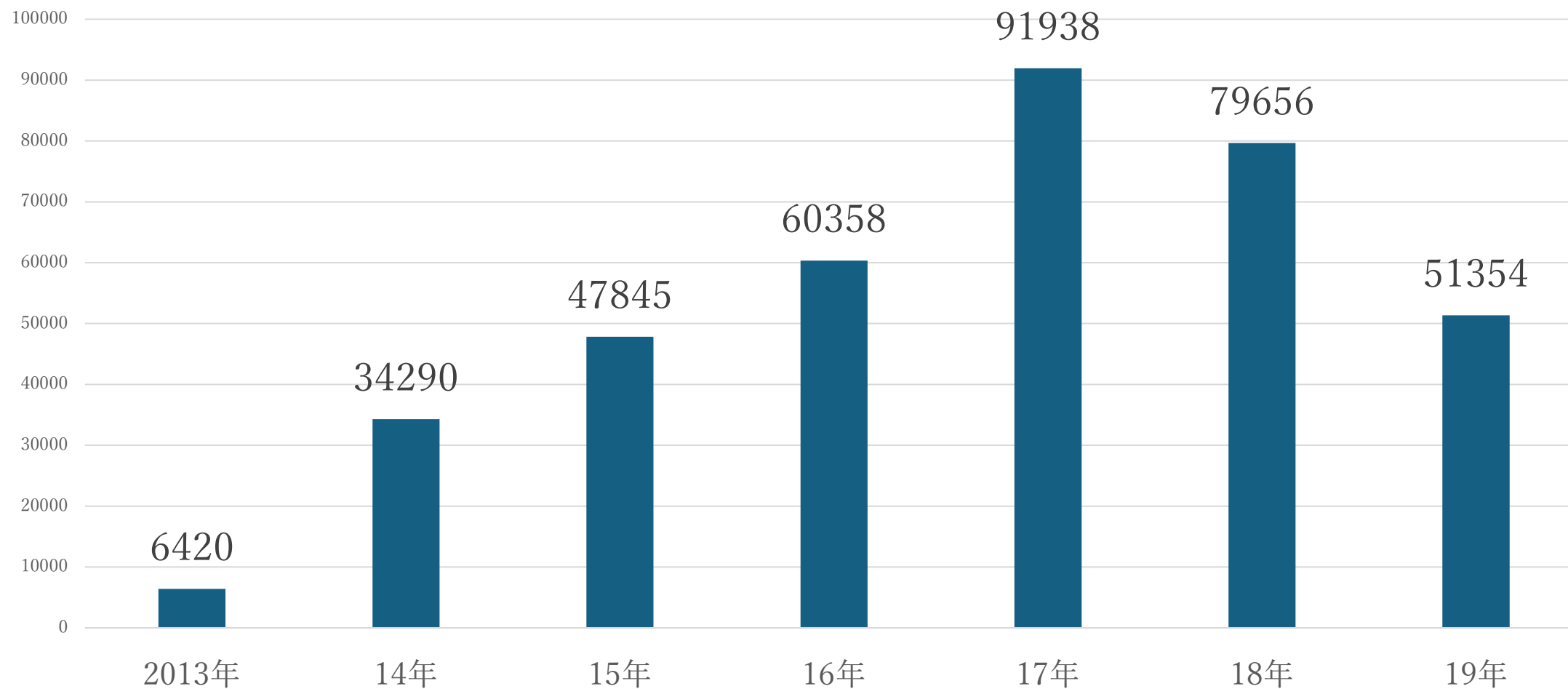


「早期適応プログラム」

- 在韓外国人処遇基本法の第11条（社会適応支援）、出入国管理法第39条（社会統合プログラム）
- 国際結婚外国人、外国国籍同胞、途中入国外国人の子女、外国人留学生など長期滞在していこうとする外国人の早期適応を支援するために、韓国の基礎的な法律・制度の案内及び社会適応情報を提供するプログラム。
2009年結婚移民を目的に運営（「ハッピースタートプログラム」）、2013年最初韓国入国者へ拡大、2015年より本格施行へ。韓国在留期間1年以内の者が対象。外国人の在留類型にマッチした国内社会的適応情報、犯罪予防、労働安全、その外に未来の進路、夫婦教育、人権保護、韓国社会の構成員になるなど特化した情報を提供。
- 対象者別教育内容：留学生、密集地域外国人、外国人芸能人、結婚移民者、途中入国子女、外国国籍同胞、外国人労働者など：共通科目5時間、特殊科目1時間の計5時間、18か国で講義。

出所：移民政策研究院（2020）『移民者早期適応プログラム研究（Ⅱ）：制度改善方案』

早期適応プログラム参加者数の推移

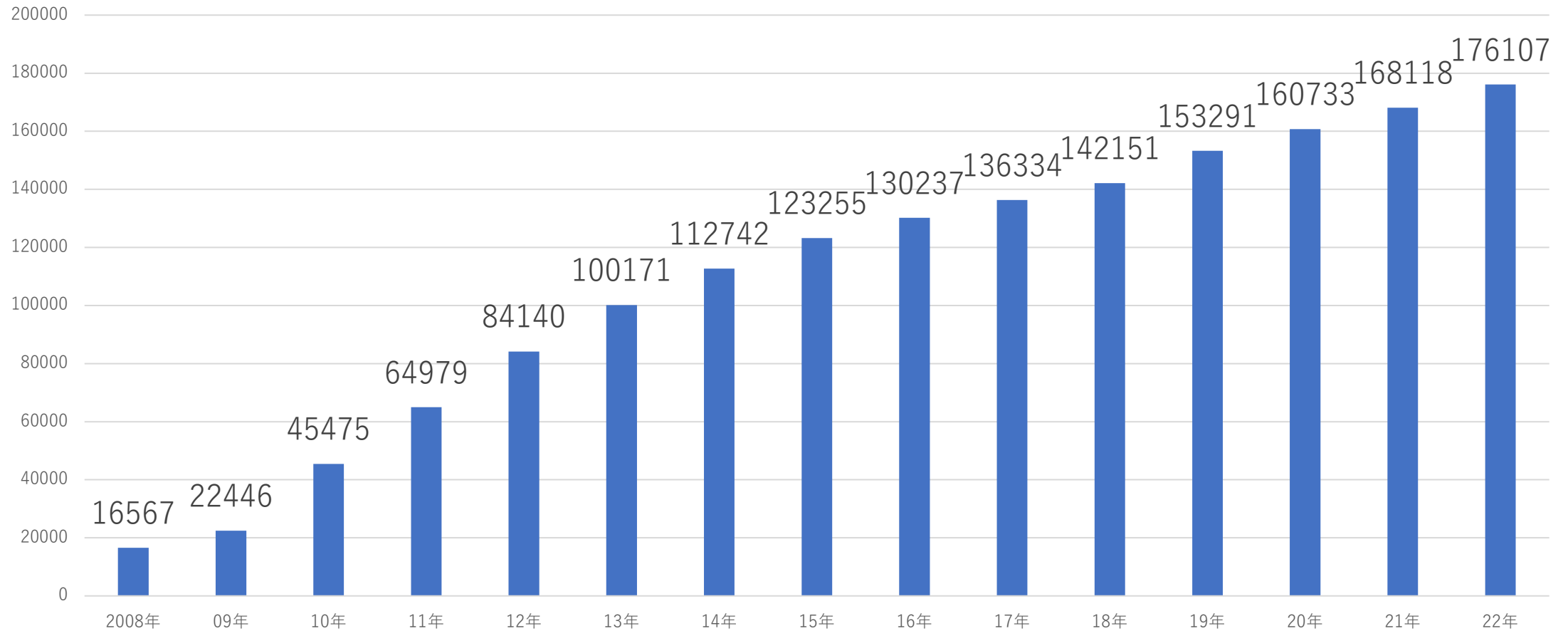


在韓繼續滯留希望率

出所：『第4次外国人政策基本計画』

	結婚移民	在外同胞	訪問就業	非専門就業	専門人力	留学生	その他
2012年	97.6	88	92.3	79.2	68.3	63.7	76.1
2017年	98.1	94.5	95.1	76.7	79	61.2	84.1
2022年	97.1	93.9	93.4	80.8	85.9	77.7	88.5

永住者数の推移（単位：人）



大人の多文化受容性

2012年51.17点、15年53.95点、18年52.81点、21年52.27点、24年53.38点

出所：女性家族部（2025）『2024年国民の多文化受容性調査』

外国人の増加が及ぼす影響への同意割合			
経済に肯定的			65.6
労働力不足に役立つ			78.3
人口減少の緩和に役立つ			67.3
アイデア提供及び革新に寄与			45.9
文化生活の多様性			55.3
福祉体系に負担			73.1
仕事の競争（韓国人の仕事が奪われる）			42.2
犯罪の悪化			51.4
社会葛藤の発生			58

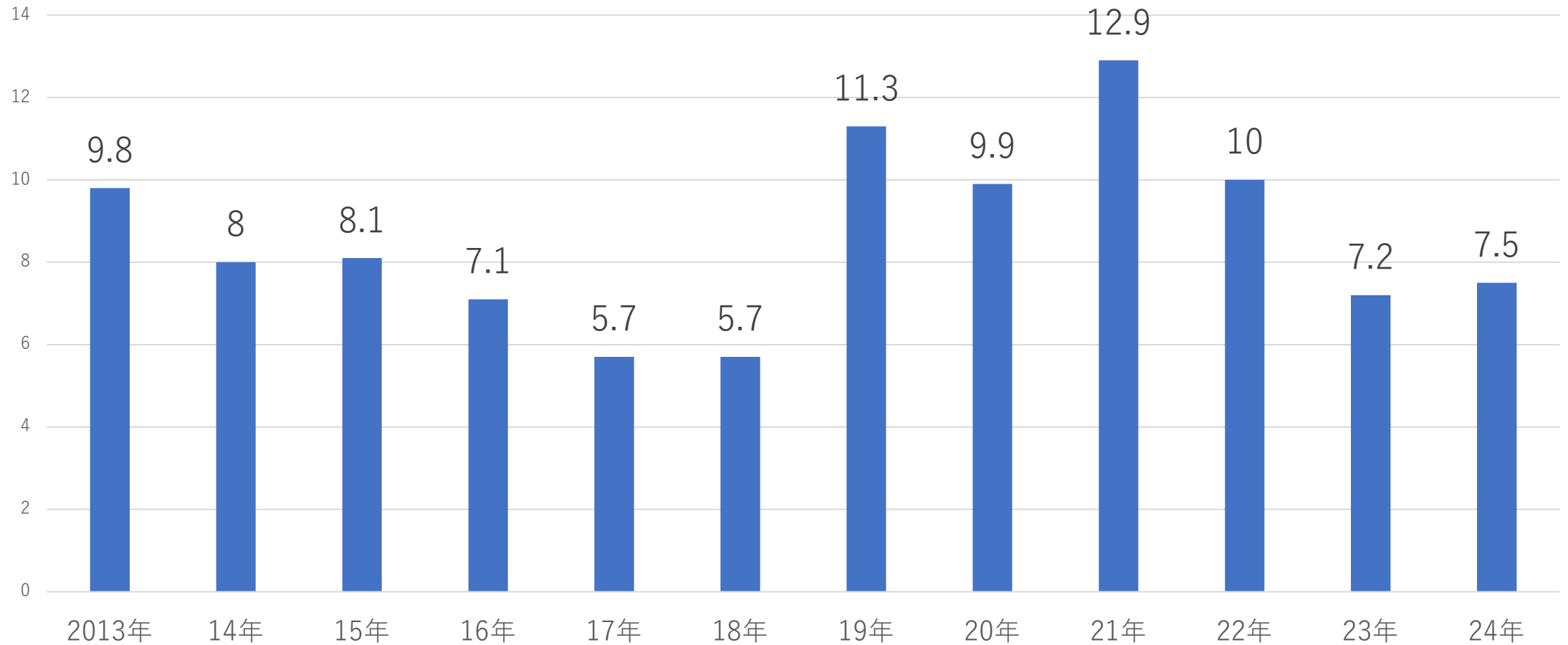
出所：女性家族部（2025）『2024年国民の多文化受容性調査』

多文化教育・活動参加の有無による多文化受容性の差

参加 類型	多文化教育	多文化活動	両方参加	いずれも未参加
参加 率	10	4.3	4	81.7
多文 化受 容性	54.67	59.15	63.33	52.43

出所：韓国行政研究院（2025）『2024年社会統合実態調査』

外国人を受け入れられない人の割合



4 「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」及び「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」について

- ・ ロードマップ等の施策についての評価、御意見等
- ・ 次期ロードマップ等に追加が必要であると考えられる施策

5 孤独・孤立について

- ・ 外国人が孤独になっているというような話、相談は聞くか。
- ・ 外国人がともに住んでいる人は、家族・親戚（50.2%）、一人（28.3%）、職場の同僚等同居人（21.5）

出所：統計庁（2024）『移民者滞留実態及び雇用調査』

- ・ （そのような話があるのであれば）どのような取組が必要か。
- ・ 外国人の孤独について、韓国での状況。

6 国（法務省に限らず、他省庁も含む） への意見・要望、等

- ・自然権（人権）尊重へ
- ・外国人は潜在的な外交官へ
- ・個別政策の完結性より波及効果へ
- ・多様性・シナジー効果へ

2025年3月14日「富士教育訓練センター」優秀なベトナム人の技能実習生（19歳）「将来の希望は韓国に行くことです。」

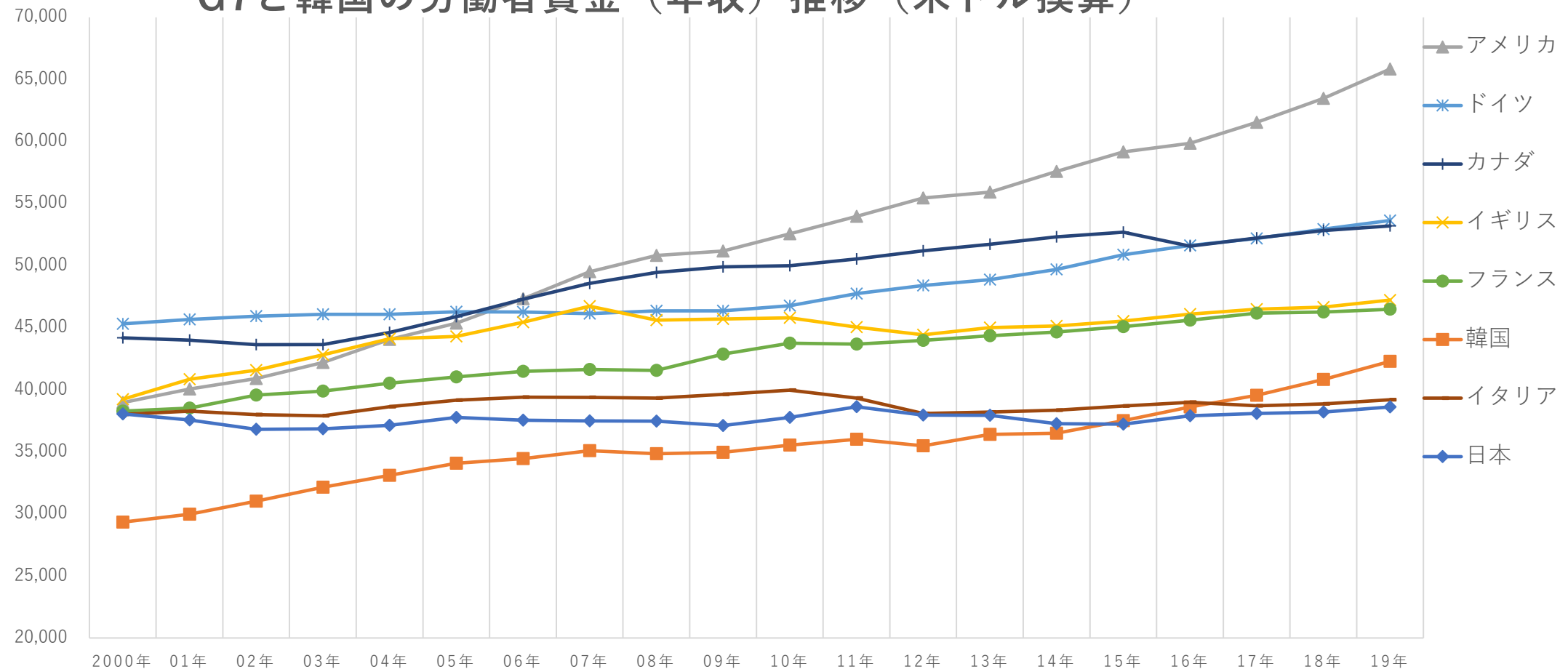
2025年7月1日東京都庁の展望室で、ある中東系方（韓国在住9年）
「韓国人に会ってとてもうれしいです。」

- ・選ばれる、より魅力のある日本へ（賃上げ・労使コミュニケーションの経営資源性の発揮）

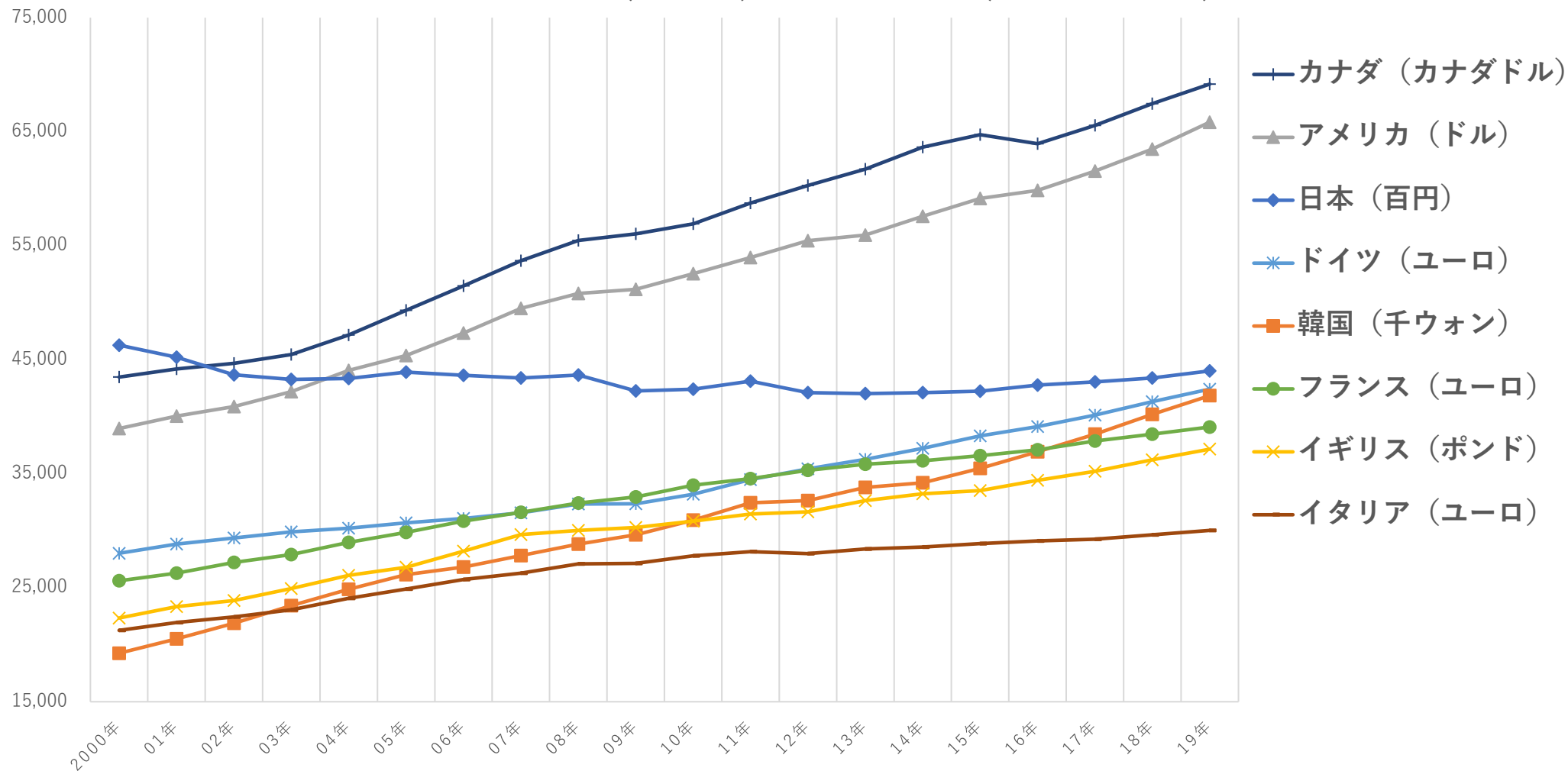
(参加資料) 日本賃金の相対的比較

出所：O E C D (<https://stats.oecd.org/Index.aspx?QueryId=64160>)

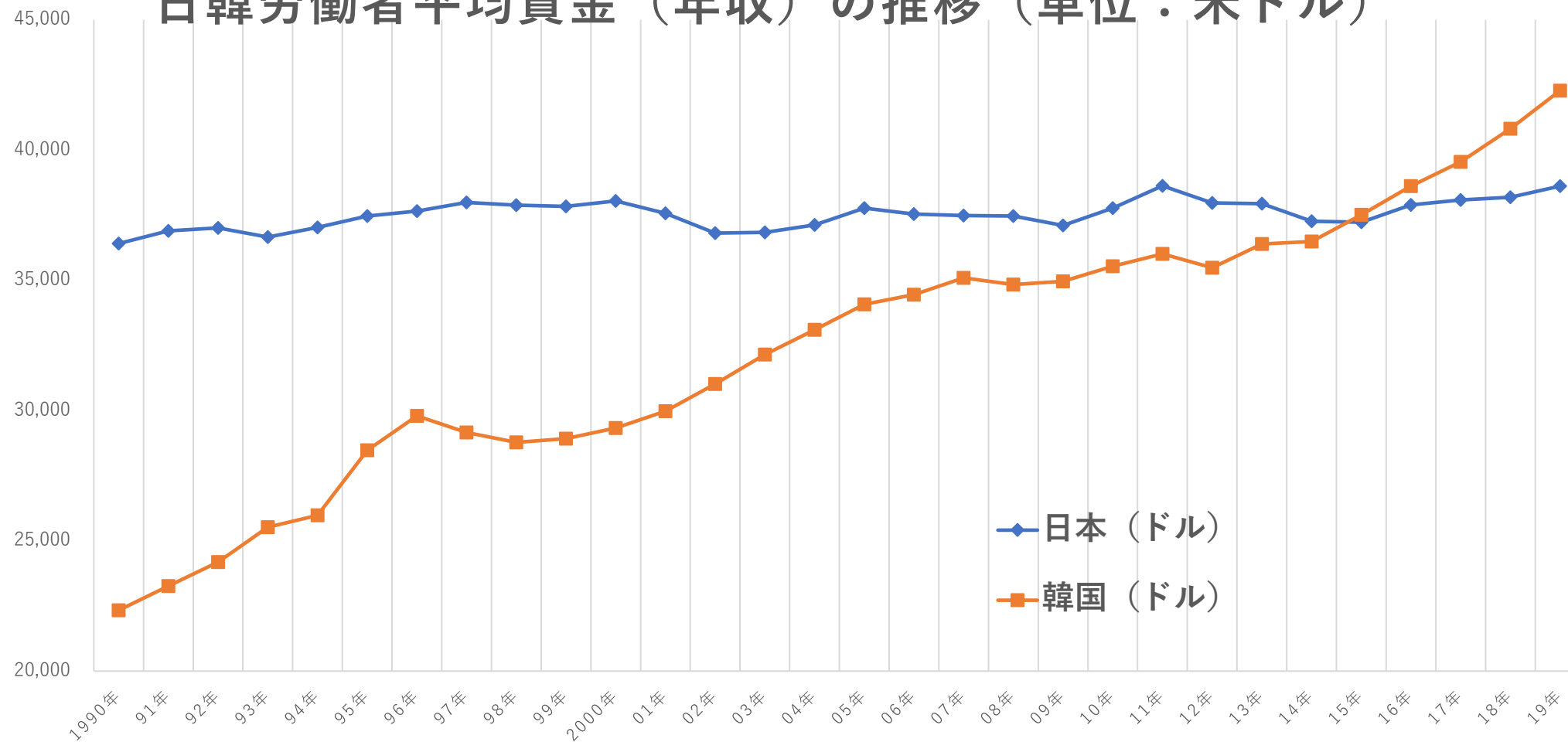
G7と韓国の労働者賃金（年収）推移（米ドル換算）



G7と韓国の平均賃金（年収）の推移（自国貨幣）



日韓労働者平均賃金（年収）の推移（単位：米ドル）



ご清聴
誠に
ありがとうございます